

令和2年5月1日

第3回恵庭市公営企業経営審議会の書面開催の内容に関するご意見と回答

令和2年3月27日付に書面開催のお知らせしておりました標記協議会につきまして、令和2年4月7日までご意見を募集し、以下のとおりご意見を頂きましたので、回答致します。

NO	ご意見	回答
1	資料4 3ページ表2について、数値の単位が見当たらないのですが、千円単位ということでしょうか。	委員ご指摘のとおり、単位が抜けておりましたので、資料4 3ページ表2の右上に「(単位:千円)」を追加し、修正いたします。
2	資料4 4ページ右の分析(2)の3つ目の項目「□令和2年度の収益的収入」とありますが、収入ではなく「支出」ではないでしょうか。	委員ご指摘のとおり、4ページ右の分析(2)の3つ目の項目「□令和2年度の収益的収入」と誤っておりましたので、「□令和2年度の収益的支出」へ変更いたしました。
3	資料1裏面の工事業者宛てパンフレットの中に更新申請に必要な書類等として、法人の場合には登記事項証明書及び定款、個人の場合には住民票とありますが官庁の指定業者になるために申請する書類には国税及び地方税に関する納税証明書は添付必須条件かと思いがいかでしょうか。	<p>指定給水装置工事事業者制度は、給水装置の構造及び材質が水道法施行令第6条に規定される基準に適合することを確保するため、給水装置工事を適正に施工することができると認められるものを指定する制度ですが、現行制度では事業者の実態把握ができず、所在不明な事業者が存在するなどの課題に対応するとともに、資質の維持・向上を図ることを目的とし、更新制が導入されました。</p> <p>恵庭市では、公益社団法人日本水道協会の「指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入におけるガイドライン(令和元年7月)」に準じ、申請時に必要な提出書類及び持参するもの(水道法の第25条の2を準用)として、指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)、誓約書(様式第2)、機械器具調書、定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)、選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証の原本もしくは写し)を定めております。</p> <p>石狩管内の札幌市、江別市、千歳市、北広島市、石狩市のホームページ確認及び聞取調査を行ったところ、指定の更新は技術的に満たしていることの確認であり、納税証明書の添付は求めていないとのことでした。</p> <p>よって、現時点では納税証明書の添付は求めず、今後の国の動向を見ながら、必要があれば適宜見直しを図ることとさせていただきます。</p>

NO	ご意見	回答
4	<p>資料5裏面の「2. 下水道事業会計の概要」の中、「経営基盤の安定」内の「1. バイオガス発電事業の開始」に関して、バイオガスを民間事業者へ売却し、売却利益を下水道事業の運営費として利用するとありますが、20年間の計画で当年度の売却利益がいかほどと思慮され、資料4の損益勘定計画値に反映されているのでしょうか。</p>	<p>初めに、バイオガス発電事業における当年度（令和2年度）の売却益としては、70,623千円（税抜、以下同）を見込んでおりますが、当該事業は廃棄物処理事業との連携により成り立つ事業であることから、一般会計及び産廃特会に31,776千円を配当することとなっております。</p> <p>よって、下水道事業会計における実利益としては38,847千円が見込まれております。</p> <p>次に令和9年度までの損益勘定計画値への反映についてですが、売却するガス発生量は消化ガス発生工程に関連する設備の更新や修繕等により、年々変動することとなりますので、それらの不確定的な要素を勘案し、平準化した額（売却益70,623千円、配当金31,776千円）を反映させています。</p>